

議案第 62 号

箱根町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

箱根町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成 29 年 8 月 29 日提出

箱根町議会議員 山田 成宣

〃 川端 祥介

〃 勝俣 剛一

(提案理由)

議会基本条例の改正等に伴い、箱根町議会会議規則の一部を改正する必要が生じたので、本規則案を提出するものである。

箱根町議会会議規則の一部を改正する規則

箱根町議会会議規則（昭和 62 年箱根町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条中「起立」を「挙手」に改める。

第 55 条の見出しを「(質疑の方式及び回数)」に改め、同条中「同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができない」を「一問一答で行い、回数の制限は設けない」に改める。

第 126 条第 2 項の表広報広聴委員会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。